

水俣病裁判 三年結審はムリか

証人尋問長びききそう

きょう十五回口頭弁論

水俣病裁判の第十五回口頭弁論は十三日午前十時から熊本地裁で開かれ、元新日鐵工場長の西田栄一氏に対する七回目の原告側の証人尋問が行なわれる。同裁判は四十四年六月十四日の提訴から、ほぼ二年になつており、現在立証段階の「ヤマ場」を理えている。原告の原告はもとより、被告側も、三年では結審をとの希望を持っているが、十八日ひと足早く結審するという新橋水俣病裁判も提訴から四年かかっており、これまでの推移からみても、三年で結審への見通しはいくぶん暗くなった。

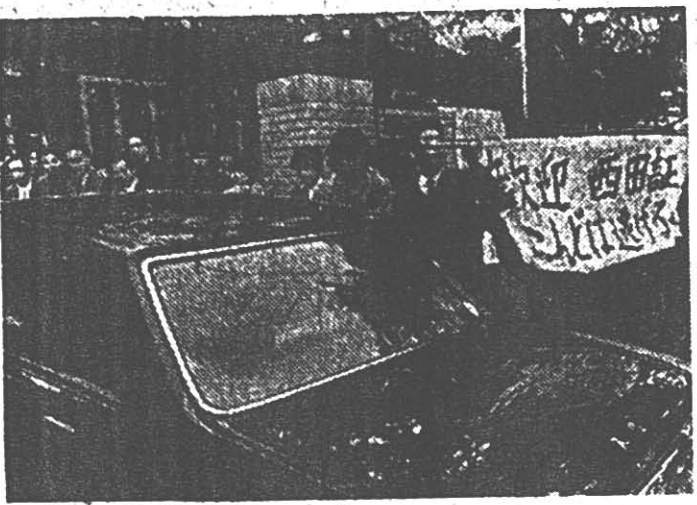
原告 吉岡喜三社長（八月三十日、東京地裁で出廷証人調べが決定）を調べることにしている。証人調べの口頭には被告会社の幹部を持ってきたのは、通常の民事裁判では異例だが、公害裁判という特殊性からすれば、やむをえない面もあり、事実上西田元工場長の証人尋問が証人調べの「ヤマ場」の原因究明にあたった船大の研究

班の尋問を申請している。同裁判では、初の口頭弁論の席上、原告側から異例の「甚松健進」の要領が述べられ、水俣病患者の悲惨な生活状態からも、一日も早い結審が望まれていた。これにこたえて、熊本地裁民事三部の斎藤裁判長は、おそくとも今年末の二十八回口頭弁論までに、過失関係の証人調べを終え、来年前半には見舞い金契約の有効・無効、時効問題、損害額の証明などの立証をすませて、おそくとも来年中には判決にこぎつけたい希望といわれる。しかし、会社幹部の反対尋問の仕方によっては、原告はさらに再尋問をするとしており、会社幹部に対する証人尋問は、どう簡単に終わらそうにない。

同裁判の争点は、大きく分けて①因果関係の過失②見舞い金契約の時効③の四点。このうち因果関係については、被告の会社側は原則的に認めており、二月五日の第十回口頭弁論で、西田証人も水俣病の原因は「アセトアルデヒド合成分」中に生成したメチル水銀だと、はっきり言明している。ところが二月四日から始まった証人調べでは、過失を中心に原告側が、元水俣工場長の西田氏を

追及しており、すでに同証人だけで六回（うち三月五日の第十二回口頭弁論は、ヤシで出廷を拒否したため尋問は行なわれていない）、時間にして三十時間を越える証人調べが行なわれている。原告としては十三日を含めて少なくともあと三回西田証人の尋問を行ない、そのあと元水俣工場技術部長だった渡江毅典チン

また、原告側の今後の証人調べが、水俣病地の「これ以上コトを荒立てたくない」という空気から離脱していることもあって、たとえ被告側が証人の数を絞って審理を急いだとしても、希望どおり提訴から三年で結審、という結はむすかしいものとみられる。



続く水俣病裁判(4月の口頭弁論)